

18歳からの 消費者としての自立のために

特集

自立した消費者の権利と責任とは？ — 18歳成人で何が若者に求められているのか？ —

細川 幸一 Hosokawa Koichi 日本女子大学教授

大学で「消費生活論」「消費科学」などの専門教育、「法律とは何か」「女性と法律」などの教養科目を担当。現在、立教大学、お茶の水女子大学でも兼任講師を務める。近著に『大学生が知っておきたい消費生活と法律』（慶應義塾大学出版会、2018年）などがある



なぜ18歳成人が 求められてきたのか？

かつては20歳から成人でしたが、2022年4月から18歳が成年年齢になりました。18歳といえば、多くの人が高校3年生です。高校の同じ教室で成人と未成年者が混じることになります。

18歳を成年年齢とすることにどのような意味があるのかをまず考えてみたいと思います。成年年齢の20歳から18歳への引き下げは民法の改正によるものです。改正民法は「年齢18歳をもって、成年とする」(4条)と規定しました。この反対解釈から民法上の未成年者とは18歳に達しない者をいいます。

未成年者は制限行為能力者(13条)とされており、「未成年者が法律行為をするには、その法定代理人の同意を得なければならない」(5条1項)との規定があります。それは契約の場面で重要な意味を持っています。コンビニでの買い物、レストランでの食事も契約です。通常はそうした契約で困ったり被害を受けたりということはないと思います。しかし、現代社会では高額な商品やサービスも多く、また内容が理解できないものであったり、場合によっては悪質な勧誘や契約内容のものもあります。未成年者はまだ

経験も浅く、知識も十分でないという弱さを抱えています。それゆえに民法は制限行為能力者として、契約などの法律行為の取消権を定めており、法定代理人(未成年者の親権者。通常は父母)が同意していない契約は取り消すことができます。つまり、弱さを抱えた未成年者が不本意な契約をしてしまった場合、その契約からの解放を可能にする手段として機能しているのです。すなわち、成年年齢の20歳から18歳への引き下げは、18歳、19歳という若者の重要な消費者の権利が喪失するという一方で、引き下げ反対運動が起きていました。しかし、そうした意見が押し切られたという思いを消費者問題の専門家の多くが持っています。では、なぜ、成年年齢が引き下げられたのでしょうか。

法務省はわが国における成年年齢は、1876(明治9)年以来、20歳とされてきたことを踏まえ、「近年、憲法改正国民投票の投票権年齢や、公職選挙法の選挙権年齢などが18歳と定められ、国政上の重要な事項の判断に関して、18歳、19歳の方を大人として扱うという政策が進められてきました。こうした政策を踏まえ、市民生活に関する基本法である民法においても、18歳以上の人を大人として取り扱うのが適当ではないかという議論がされるようになりました。世

界的にも、成年年齢を18歳とするのが主流です。成年年齢を18歳に引き下げるとは、18歳、19歳の若者の自己決定権を尊重するものであり、その積極的な社会参加を促すことになると考えられます」と説明しています(法務省ウェブサイト「民法(成年年齢関係)改正Q&A」より)。

18歳成人で起こり得る問題

成年年齢を18歳に引き下げることによって、自己決定権を早期に十分に実現し、大人としての自覚を促すことができるという見解が、民法の成年年齢の引き下げを積極的に評価する理由です。また、国際的にも、欧米諸国やロシア、中国等多くの国が、18歳を私法上の成年年齢としており、成年年齢の引き下げは、かかる国際社会に適合する制度を実現する点においても意義があると主張もなされてきました。こうした積極的な評価もあるなか、やはり、18歳、19歳の若者の消費者被害が懸念されます。未成年から成人になるとさまざまなことが変わりますが、消費者トラブルに巻き込まれやすくなるのが指摘されています。全国の消費生活センター等に寄せられる消費生活相談について、年齢ごとの平均件数で見ると、未成年者(18・19歳)の相談件数(平均値)に比べ、成人になりたての若者(20~24歳)の相談件数(平均値)が約1.5倍と大幅に増えています*。

消費生活相談の傾向と消費者教育

成人になりたての若者は、契約に関する知識や経験が乏しいこともあり、内容をよく理解しないまま、安易に契約を結んでしまう傾向にあります。未成年者の場合、親権者の同意なく結んだ契約は、原則、取り消すことができますが、成人になるとそうした保護はありませんので、社会経験に乏しく、保護の無い成人をねらい打ちにする悪質な事業者もいます。

こうしたことが、成人になりたての若者の消費生活相談が増加する背景にあるとみられます。成年年齢が18歳に引き下げられると、20歳から増えていた相談件数が18歳からになるだけという予想もありますが、2歳若い18歳成人のトラブル件数の山は、さらに高くなると予想する専門家も多くいます。また、高校3年生といえば、進学を選択する人も多く、消費者の権利を自覚し、適切な行動に移すための消費者教育の機会が十分でないという指摘もあります。

民法以外の規定に注意

18歳成人は民法上の規定であり、それ以外の法律で定められた規定には注意が必要です。例えば、たばこは「未成年者喫煙禁止法」、お酒は「未成年者飲酒禁止法」により20歳未満の者の喫煙・飲酒を禁じてきましたが、18歳成人になっても年齢の引き下げはありません。

最近話題のSDGsと消費者

18歳成人が消費者の権利に重大な影響があることを説明してきましたが、一方で消費者の責任の自覚が求められています。

持続可能な開発目標「SDGs」を最近よく目にします。2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2016年から2030年までの国際目標です。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っています。

SDGsのゴール12「つくる責任 つかう責任」が消費者の責任の自覚に関係しており、「エシカル消費」といわれる考えもこれに関連します。よりよい社会に向けた、人や社会、環境などに配慮した消費行動のことです。現代消費社会は、地球環境、エネルギー・資源問題など、多くの問題と直面しています。その中において、消費者は、市場に提供された商品やサービスをただ「受動

* 政府広報オンライン「18歳、19歳、20歳の皆さん、ご用心！ 成人になると増える、こんな消費者トラブル〜18歳から大人〜」(2021年5月24日公表) <https://www.gov-online.go.jp/useful/article/201801/1.html>

表 成年年齢18歳引き下げによって変わるもの・変わらないもの

18歳でできるようになること	20歳にならないとできないこと
<ul style="list-style-type: none"> ● 親の同意が無くても契約ができる(携帯電話を契約する/ローンを組む/クレジットカードをつくる/部屋を借りる……など) ● 10年有効のパスポートを取得できる ● 公認会計士、司法書士、医師免許、薬剤師免許などの国家資格を取得できる ● 結婚できる(女性も18歳から) ● 性同一性障がいの人が性別の取り扱いの変更審判を受けられる ● 普通自動車運転免許を取得できる(これまでと同じ18歳から) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 飲酒 ● 喫煙 ● 競馬、競輪、オートレース、競艇の投票券(馬券など)を買うこと ● 養子を迎えること ● 大型・中型自動車運転免許の取得

政府広報オンライン「18歳から“大人”に！ 成年年齢引き下げで変わるもの、変わらないもの。」を参考に筆者作成

的に消費」するのではなく、自らの消費が社会に与える影響を自覚して、公正な市場の形成、持続可能な社会の実現に積極的に関与しようとする姿勢が求められています。このように消費者一人一人が、自分だけでなくまわりの人々や、将来生まれる人々の状況、内外の社会経済情勢や地球環境にまで思いをはせて生活し、社会の発展と改善に積極的に参加する「消費者市民社会」がめざされています。

地球環境に責任を持つ世代の皆さんへ—消費者の権利から責任へ—

「消費者は王様」という言い方があります。消費者が何をどれだけ買うかは完全に消費者の自由意思に基づくものであり、これが企業の生産体制を決定するという考えです。まさに経済活動の主権者は企業ではなく消費者であることを意味しています。つまり、「消費者主権」です。しかし現実には、広告や宣伝などにより消費者の意思決定が影響を受け、また欠陥商品や強引な勧誘、不当表示などにより消費者が身体生命あるいは財産の被害を受けるに及んで、消費者主権の言葉は企業や行政に対して消費者の利益を保護するように求める、消費者運動のスローガンになっていった歴史があります。

しかし、2000年代になって変化が生じます。経済活動における消費者は主権者のはずですが、被害者として発見されたのが20世紀とすれば、21世紀のそれは、まさに豊かな消費生活の裏側で犠牲になっている環境や人権などに配慮した

消費行動を行う責任主体としての消費者です。すなわち、加害者にもなり得る(なっている)消費者の発見です。消費者基本法7条2項は「消費者は、消費生活に関し、環境の保全及び知的財産権等の適正な保護に配慮するよう努めなければならない」としており、旧法に規定の無かった社会に対する消費者の責任についても述べています。

さらに、2012年には消費者教育の推進に関する法律が成立しました。同法は消費者教育の基本理念において、消費者が公正で持続可能な社会作りに主体的に参加する消費者市民社会の考え方を盛り込みました。また、消費者市民社会を「消費者が、個々の消費者の特性及び消費生活の多様性を相互に尊重しつつ、自らの消費生活に関する行動が現在及び将来の世代にわたって内外の社会経済情勢及び地球環境に影響を及ぼし得るものであることを自覚して、公正かつ持続可能な社会の形成に積極的に参画する社会」(2条2項)と定義し、基本理念(3条2項)においては、「消費者教育は、消費者が消費者市民社会を構成する一員として主体的に消費者市民社会の形成に参画し、その発展に寄与することができるよう、その育成を積極的に支援することを旨として行われなければならない」としています。

すなわち、従来の消費者教育は買い物上手になること、消費者の権利教育(被害にあわない教育、被害にあった場合には自ら権利を回復できる消費者になる教育)が中心でしたが、近年は、それに加えて、自らの消費が社会に与える影響を考え、行動する消費者になる消費者市民としての消費者教育が求められるようになりました。バイマンシップ(buymanship)教育から消費者市民(consumer-citizenship)教育へと移行してきているといえます。その目標は地球環境保全、人権擁護、社会問題への配慮、人間のために命を奪われる動物への配慮など、多岐にわたっています。18歳で成人を迎える若い世代の責任ある消費行動が求められています。